

青森市高齢者福祉・介護保険事業計画 第6期計画 フォローアップ総括表

下線部：第7期計画策定に向けたポイント

章	節	資料5 頁数	目標とする指標の達成度の種別				指標 合計数	A・Bの 割合…①	指標上の弱 み (①が40%以 下)	評価	施策に関連する環境変化	課題	
			A 順調	B 概ね順調	C やや遅れ	D 遅れ							
第1章 平均寿命・健康 寿命の延伸	第1節 健康づくりの強 化	P1	1	1		3	5	40%	弱み	「平均寿命・健康寿命の延伸」については、健康度測定総合指導事業の利用者やおもり健康トライアルの参加者等は増加しているものの、継続的な運動習慣には至っていないこと、住民主体のこころの縁側づくり事業による開催回数が見込みより増えなかったことなどから、施策の達成度が遅れています。	—	健康教養（ヘルスリテラシー）の向上等による健康づくりの強化や、介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の実施等による介護予防の推進や生活支援の充実を図る必要があります。	
	第2節 介護予防の推進	P2				4	4	0%	弱み				地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案では、 <u>自立支援・重度化防止に向けた仕組みとして、</u> ① データに基づく課題分析と対応（取組内容・目標の介護保険事業（支援）計画への記載） ② 適切な指標による実績評価 ③ インセンティブの付与を法律により制度化する予定
第2章 高齢者の生きが いづくりと社会参加	第1節 社会活動への参 加促進	P3		1		1	2	50%	—	「高齢者の生きがいづくりと社会参加」については、高齢者福祉乗車証の制度の周知が図られてきており、外出手段の確保は概ね達成している一方で、老人クラブ数は横ばいであるものの、会員の高齢化等を背景に各クラブの構成員数が減少していること、企業等の定年延長等により、シルバー人材センターの会員数が減少していることなどから、施策の達成度が遅れています。	—	外出手段の確保を引き続き進めるほか、 <u>社会活動への参加促進</u> や、高齢者に対する就業に関する情報提供を行うなど、 <u>就業機会の創出</u> に取り組む必要があります。	
	第2節 就業機会の創出	P4				2	2	0%	弱み				
第3章 在宅医療・生活 支援の充実	第1節 在宅医療・介 護連携の推進	P5				1	1	0%	弱み	「在宅医療・生活支援の充実」については、医療関係者等との協議の上、医療・介護連携に関する事業を計画的に実施するため必要な頻度で会議を開催し、医療・介護連携の推進、地域ケア会議以外でも、関係機関や関係者等との連携が進んできていることなどから、地域ケア会議の回数が減少したこともあり、施策の達成度がやや遅れています。	国の基本指針の構成案において、 <u>医療計画との整合性の確保や、そのための協議の場を持つ</u> 必要性が示されています。	在宅医療・介護のサービス提供体制の整備による <u>医療・介護の連携の推進</u> や、 <u>地域ケア会議の充実</u> 等による <u>地域包括支援センターとの連携の強化</u> のほか、 <u>介護予防の推進</u> や <u>生活支援の充実</u> を図る必要があります。 市の地域福祉計画との整合性を図りながら取組を進める必要があります。	
	第2節 生活支援サー ビスの充実	P6				2	2	0%	弱み				地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案では、 <u>地域共生社会の実現</u> に向支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握、②関係機関との連携等による解決が図られることを目指すとともに、 <u>地域住民が地域福祉活動への参加を促進するための環境整備等や地域福祉計画との整合性を図る</u> 必要があります。
	第3節 地域包括支援セ ンターの体制強化	P7	2	1		1	4	75%	—				地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案では、 <u>地域包括ケアシステムの深化・推進</u> として、 <u>地域包括支援センターの機能強化</u> （市町村による評価の義務付け等）が示された。 また、国の基本指針の構成案において、「 <u>地域ケア会議の推進</u> 」として、 <u>地域ケア会議の内容や機能の明確化</u> を行うこととされています。

章	節	資料5 頁数	目標とする指標の達成度の種別				指標 合計数	A・Bの 割合…①	指標上の弱 み (①が40%以 下)	評価	施策に関連する環境変化	課題	
			A 順調	B 概ね順調	C やや遅れ	D 遅れ							
第4章 高齢者の尊厳の保持	第1節 認知症施策の推進	P8	3			1	4	75%	—	「高齢者の尊厳の保持」については、認知症初期集中支援チームや、認知症地域支援推進員の設置を行ったことなどにより、達成度は概ね順調である一方で、平成29年度も市民後見人養成研修を開催し目標値を達成する見込ですが、現段階で目標値を達成していないことから、施策の達成度はやや遅れています。	地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案では、地域包括ケアシステムの深化・推進として、認知症施策の推進（新オレンジプランの基本的な考え方を制度上明確化）が示されています。	高齢者の虐待防止や、認知症に対する知識の普及・啓発、支援体制の強化を図るなどの認知症施策の推進などに取り組む必要があります。認知症や知的障がい等により財産の管理や日常生活等に支障のある方を社会全体で支え合い、地域共生社会を実現していくためにも、成年後見人となる人材の確保が必要です。	
	第2節 権利擁護の推進	P9			1	2	3	0%	弱み				成年後見制度の利用の促進に関する法律が平成28年5月に施行されました。
	第3節 虐待対策の強化	P10	1	1			2	100%	—				国の基本指針の構成案において、高齢者虐待の防止（家族支援）が新たに規定されています。
	第4節 見守り体制の強化	P11	2				2	100%	—				地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案では、地域共生社会の実現に向けて、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握、②関係機関との連携等による解決が図られることを目指すとともに、地域住民が地域福祉活動への参加を促進するための環境整備等の必要性が示されています。
第5章 高齢者の安全で安心な暮らし	第1節 交通安全活動の推進	P12				1	1	0%	弱み	「高齢者の安全で安心な暮らし」については、近年、高齢者が被害者又は加害者となる交通死亡事故が顕著となっていること、消費者被害に関する知識の普及・啓発に努めており、被害に遭わないよう気をつけている市民の割合が9割を超える水準となっているものの、現段階で目標値を下回ったことなどから、施策の達成度が遅れています。	交通安全意識の普及・啓発等による交通安全活動の推進や、消費者被害の防止を図るため消費生活相談の充実などに取り組む必要があります。		
	第2節 消費生活相談の充実	P13				2	2	0%	弱み				
	第3節 災害時等支援の充実	P14			1		1	0%	弱み				
	第4節 住まいの充実	P15	3			1	4	75%	—				
第6章 介護サービスの充実	第1節 持続可能な介護体制の構築	P16				1	1	0%	弱み	「介護サービスの充実」については、定期的な国保連からのデータ提供により効率的に給付実績の点検を実施したこと、夜間及び休日における納付相談の開催をはじめ被保険者の経済的事情等に応じたきめ細かな納付相談を実施していることなどから、達成度は概ね順調ですが、地域密着型サービスについては、現在事業所や施設が整備中であることや、公募に対する応募件数が少なかったことなどから、施設・居住サービスの整備が遅れています。	地域密着型サービスの整備の促進や引き続き持続可能な介護体制の構築などに取り組む必要があります。		
	第2節 適正なサービス提供体制の確立	P17	4			1	5	80%	—				
	第3節 介護保険料収納率の向上	P18	1			1	2	50%	—				
	第4節 施設・居住系サービスの整備	P19	2		1	2	5	40%	弱み			地域包括ケアシステムの変化のための介護保険法等の一部を改正する法律案では、高齢者と障がい者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉両方の制度に新たな共生型サービスを位置づけるとともに、現行の介護医療病床の経過措置期間は6年間延期され、新たに、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた「介護医療院」を創設することとしており、これらを踏まえた対応が必要です。	
合計			19	4	3	26	52						
割合			36.5%	7.7%	5.8%	50.0%	100.0%						